

2019年7月

お客さま各位

永和信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドライン
公表にともなう預金等規定の改定について

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっています。当金庫も複雑化・高度化するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を進めています。

こうした中、金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当金庫では2019年10月よりお客さまとの新規取引開始時に加え既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、在留カードをお持ちのお客さまは新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引がある場合で在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当金庫へお届けください。

また、当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。

加えて、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

1. 対象となる主な預金等規定

2019年10月1日 (火)より改定	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 納税準備預金規定 貯蓄預金規定 通知預金規定 総合口座普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 当座預金規定 外貨普通預金規定
-----------------------	--

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

2. 主な改定内容（例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定）

以下の条項を新設・追加します。普通預金規定以外においても同じような改定を行います。

普通預金規定（抜粋） 「取引の制限等」条項の新設

（取引制限）

- （1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2） 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫の所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3） 前記第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （4） 前記第1項から第3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等へ抵触するおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定（抜粋）「解約等」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

- （1） および（3）～（5）は、追加・変更なく省略
- （2） 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① は、追加・変更なく省略
 - ② この預金の預金者が後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ ～ ⑤は、追加・変更なく省略
 - ⑥ 上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合